

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月29日
【会社名】	日本食品化工株式会社
【英訳名】	NIHON SHOKUHIN KAKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 鈴木 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
【電話番号】	東京 (03)3212-9111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部主計課長 松田 芳則
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
【電話番号】	東京 (03)3212-9111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部主計課長 松田 芳則
【縦覧に供する場所】	日本食品化工株式会社富士工場 (静岡県富士市田島30番地) 日本食品化工株式会社水島工場 (岡山県倉敷市児島塩生2767番地の25) 日本食品化工株式会社名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区二ツ橋町一丁目15番地) 日本食品化工株式会社大阪営業所 (大阪府大阪市淀川区西中島三丁目23番15号) 日本食品化工株式会社福岡営業所 (福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番27号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮し、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第95期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額172,174,114円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

以下の変更等を行うものであります。

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するための所要の変更
- (2) 責任限定契約の対象取締役を拡大するための所要の変更
- (3) 取締役の員数についての上限を定める変更

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に鈴木慎一郎、後藤勝司、笹森建彦、藤田佳久の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に村松隆志、田辺研一郎、伊藤和雄の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額230百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果(賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	18,344	2,472	0	(注)1	可決(88.12%)
第2号議案 定款一部変更の件	20,801	15	0	(注)2	可決(99.93%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
鈴木 慎一郎	18,184	2,627	5	(注)3	可決(87.36%)
後藤 勝司	18,336	2,475	5		可決(88.09%)
笹森 建彦	18,284	2,527	5		可決(87.84%)
藤田 佳久	18,287	2,524	5		可決(87.85%)
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
村松 隆志	20,744	67	5	(注)3	可決(99.65%)
田辺 研一郎	18,187	2,624	5		可決(87.37%)
伊藤 和雄	18,286	2,525	5		可決(87.85%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	18,325	2,491	0	(注)1	可決(88.03%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	18,324	2,492	0	(注)1	可決(88.03%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び株主総会に出席した株主の会社として確認できた賛成の議決権個数により各決議事項の可決要件を充足し、決議が成立したことから議決権の一部を集計しておりません。

以 上